

（締約国登録原動機付自転車の特例）

**第 67 条の 3** 締約国登録原動機付自転車については、第 60 条から第 66 条の 3 までの規定は、適用しない。

2 締約国登録原動機付自転車の装置は、附属書 6 の規定に適合しなければならない。